

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人 佛教教育学園
② 設置大学名称	京都華頂大学
③ 担当部署	学長室
④ 問合せ先	075-551-1188(代表) kikaku@kyotokacho-u.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	令和7年11月27日
⑥ 点検結果の公表日	令和7年11月28日
⑦ 点検結果の掲載先URL	https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/
⑧ 本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I - I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2-2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3-4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I - II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I - III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

II—I. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1—1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目1—1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念・教育方針及び教育目的をホームページを通じて学内外に広く表明するとともに大学案内や履修要綱などに掲載し、教員や学生にも周知している。
実施項目1—1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受け入れの方針」の実質化	京都華頂大学では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程実施の方針（カリキュラムポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）を、学部・学科ごとに一体的に策定し、ホームページ等を通じて公表するとともに、大学案内やオープンキャンパス等の機会を通じて入学希望者に周知している。この三つの方針については、一貫性・整合性を図る観点から教職協働で再検証を行うとともに、学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）を策定し、学修活動の実態把握、学修成果の測定による教育成果の適切性の検証・評価ができるようにしている。
実施項目1—1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	京都華頂大学では、教学運営組織として教授会及び大学評議会をおき、学長が大学の運営全般における意思決定と業務執行において適切なリーダーシップを発揮できるよう定めている。 教授会は、学則において組織構成や運営方法を定めるとともに、「学生の入学・退学・転学・休学・除籍に関する事項等」について審議することとしており、「教職員の候補者の選考、昇格に関する事項については、資格審査委員会及び人事教授会において必要な審査を行う」と定め、教授会の役割と機能を明確にしている。
実施項目1—1④	説明
教職協働体制の確保	実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保している。
実施項目1—1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・	職員に必要な知識及び技能の習得、並びにその能力及び資質を向上させるための組織的な研修（以下「SD

年次計画の策定及び推進	研修」という。) の実施について、必要な事項を定める「SD研修規程」があり、規程に則ったうえ、研修実施方針・計画に基づいて実施している。
-------------	----------------------------------------------------------------------

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	<p>学校法人として、第1期中期経営計画 2021（令和3）年度～2025（令和7）年度を策定しており、当該計画の実現に向けた年次ごとの事業計画のなかで具体的な施策に取り組んでいる。</p> <p>また、京都華頂大学では、長期的な社会構造の変化や経済情勢の動向を見据えながら、建学の精神を基にした今後の教育体制や運営の在り方を検討し、永続的な運営を図るための改革に取り組むため、年次ごとの事業計画を策定し、具体的な施策に取り組んでいる。</p> <p>なお、経年劣化による大型設備や機器の更新に伴う大規模改修工事については計画の優先順位を検討し、計画的に進めていくこととしている。</p>
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	<p>中期経営計画の実現を図るため、同計画に則した事業計画書を毎年度作成し、理事会・評議員会に報告している。また、中期経営計画の進捗状況や財務状況の点検のため事業報告書を作成し、理事会・評議員会に報告している。点検結果は次年度の事業計画及び予算編成等に活用し、改善と向上に取り組んでいる。</p> <p>また、京都華頂大学では、各予算部署より上半期執行状況並びに下半期執行見込みを提出することで進捗状況を確認している。その結果、財務状況を勘案しながら、事業の優先順位を見直し、計画的に進めていくこととしている。</p>

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	京都華頂大学は、教育理念である浄土宗宗祖、法然上人のみ教えを基盤に、「生命の尊さを深く理解し、素直に感謝のできる社会人を育成する」という教育理念に基づき、女性としての心と人間性を高める教育をおこなっている。人生において大切なことを、知識として学ぶとともに身体で感じとる。そのための学習環境を整えることに全力をそそぎ、「未来を自分の手で切りひらいていける、しなやかで確かな創造力を備えた女性をはぐくむこと」で、健全な社会の建設に貢献してい

実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	<p>る。</p> <p>京都華頂大学では、教育研究の成果を地域社会に還元する取り組みや、本学の学生が地域の様々な団体（行政機関やボランティア団体、地元の自治会や商店街など）と連携して取り組む地域貢献活動、本学の学生がクラブ・サークル活動等を通じて行う奉仕活動や、学生が行政機関の委員等として参加する活動など、様々な取り組みを継続的に実施しており、地域・社会の一員としてその発展に貢献している。同時にこうした活動は、学生にとっても専門的な知識や技能の習得以外に、在学中に得られた貴重な経験として、卒業後の生活や仕事などの様々な機会に生かされるものと考えており、今後も学生の課外活動の充実に積極的に取り組むこととしている。</p> <p>また、建学の精神に基づいた特色ある教育・研究の成果を地域社会へ還元し、生涯学習機会の提供や地域文化の向上に資するため、毎年「華頂公開講座」を開催している。</p> <p>さらに、京都府・滋賀県・福井県・福岡県と就職協定を締結し、就職関連イベントの開催や企業情報の周知等を通じて、大学と自治体が連携しながら学生の就職活動の支援や提携先府県への就職の促進を図っている。</p>

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	京都華頂大学では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に則り、全ての学生や教職員が障がいへの理解を深め、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら充実した学生生活を送ることができるよう必要かつ適切な支援を行っている。このため「障がい学生支援委員会」等の学内組織や公認心理師等によるコンサルテーション体制を整備し、修学環境の整備や障がいのある学生への合理的配慮を適正かつ円滑に提供している。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	評議員や管理職、各学科の役職等への女性登用に配慮し運営している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
-----------	----

理事の人才確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格、構成、任期及び職務を寄附行為に定め、明確にしている。 理事の選任は、寄附行為に基づき理事選任機関である評議員会にて適切に選任している。
実施項目3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会を定期的に開催するほか、必要に応じて臨時的に開催し、寄附行為及び理事会運営規程に基づき、必要な事項について評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要な事項を審議・決定している。 なお、理事会と評議員会の決議が異なる場合については、寄附行為に基づき再度協議を行うこととしている。
実施項目3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	常務理事会での協議内容を共有するとともに、文部科学省からの情報、学校法人に関する法令改正等について、理事会等の場で情報提供を行っている。 また、関係書籍を配付し、役員等の主体性をもって研修に努めている。

原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任については、資格や選任方法等を寄附行為に定め、明確にしている。 資格を有する者について、理事より評議員会へ選任に関する議案を上程し、評議員の決議によって選任する。
実施項目3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	三様監査（「監事監査」「会計監査人監査」「内部監査」）における情報を共有し、意見交換を定期的に実施することにより、連携による監査の重複を防止し、かつ、効率性と有効性を高め、法人の内部統制やリスクマネジメントの強化を図っている。
実施項目3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監査室を通じた情報共有による法人内の現状把握及び外部の研修会等を利用した必要な情報提供により、監査機能の強化及び監事機能の実質化に努めている

原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び	評議員の定数、構成、資格等を寄附行為に定め、明確にしている。 評議員の選任は、寄附行為に基づき評議員会にて適切

選任過程の透明性の確保	に選任している。
実施項目 3－3② 評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	<p>説明</p> <p>評議員会の招集方法、諮問事項、決議事項、職務等を寄附行為及び評議員会運営規程に定め、適切に運営している。</p> <p>評議員会には、理事長・常務理事が出席し、議事等の説明を行っている。理事会と評議員会の決議が異なる場合については、寄附行為に基づき再度協議を行うこととしている。</p>
実施項目 3－3③ 評議員への情報提供・研修機会の充実	<p>説明</p> <p>文部科学省からの情報、学校法人に関する法令改正等について、評議員会等の場で情報提供を行っている。</p> <p>また、関係書籍を配付し、評議員の主体性をもって研修に努めている。</p>

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	<p>危機管理規程に定める管理体制と責務のもと、各設置校の校長が掌理する。校長は各学校の危機管理の責任者としての危機管理体制・マニュアルに基づき、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見したときは、迅速かつ適切に対処することとしている。</p> <p>京都華頂大学では、危機管理に関する基本的な考え方をまとめ、本学において発生するおそれのある様々な危機を未然に防止し、また、危機が発生した場合に速やかな対応を図りその被害を最小限にとどめることを目的とする「京都華頂大学・華頂短期大学危機管理ガイドライン」を制定し、対象とする危機事象、個別マニュアル、組織体制などを定めている。重大な影響を及ぼすおそれがある危機が発生した場合、必要に応じて「危機管理対策本部」を設置し、緊急対策の実施などの的確な対応を行うものである。なお、毎年防災避難訓練を実施し、職員の危機意識及び防災意識の向上を図っている。</p>
実施項目 3－4② 法令等遵守のための体制整備	<p>説明</p> <p>コンプライアンス規程に基づき、法人内の適正な運営のため法令や諸規程等を遵守し、教職員のコンプライアンスの推進を図るべく体制を構築している。</p>

	また、公益通報等に関する規程に基づき、監査室を窓口として、通報への対応、調査、是正措置等の実施等の体制を構築している。
--	-------------------------------------------------------------

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	大学運営の透明性を高め、社会からの信頼を獲得するためには、情報公開の推進が重要と捉えており、対象者に向けてホームページやSNS等を活用し、効果的な情報の公開に努めている。また、情報の取扱いについては規程（ガイドライン）に基づき慎重に行っている。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学校教育法施行規則、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等に基づき、教育・研究に資する情報、学校法人や大学に関する情報について本学ホームページ内「情報公開」で公開している。 また、ホームページでの公開だけでなく、事務所への備え置き閲覧、大学ポートレートの活用など、様々な方法で情報公開を行っている。なお、財務報告においては、各勘定科目の内容等について説明した「科目の概要説明」を掲載し、ステークホルダーへの理解促進に努めている。

II－II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明